

移管契約第 13 条検討委員会（以下「13 条委員会」）運営骨子（案）

JPNIC ドメイン名担当理事 成田伸一

1. 13 条委員会の議長は、検討委員長がつとめる。
2. 13 条委員会の招集は、検討委員長が行なう。
3. 13 条委員会の審議は原則として全員一致とし、検討委員長と担当理事が必要だと認めるときにのみ多数決を採用する。
4. 担当理事は 13 条委員会と理事会のリエゾンをミッションとする。
5. 担当理事は 13 条委員会に出席して必要な意見を述べるが、投票権はもたない。
6. 13 条委員会の会議は非公開とする。但し、総務省からの傍聴は妨げない。
7. 議事録は要約したものを公開する。
8. 審議資料、参考資料については、都度、公開・非公開を決める。
9. 13 条委員会は原則月 1 回開催し、2011 年度中に使命を終える。イメージは次の通り。

第 1 回会合（9 月下旬）： 諮問内容とアウトプットの確認

第 2 回会合（10 月中旬）： 論点整理と評価項目のリストアップ

第 3 回会合（11 月中旬）： 評価項目の選定と評価方法の比較検討

< 12 月理事会に中間報告 >

第 4 回会合（12 月中旬）： 評価項目・評価方法のまとめ

第三者評価委員会人選基準

< 評価基準、人選基準のパブコメ >

第 5 回会合（1 月中旬）： パブコメ回答

第三者評価委員会委員候補者リスト

< 2 月上旬理事会に最終答申 >

第 6 回会合（2 月中旬）： 予備

< 3 月上旬理事会に最終答申も可能 >

10. 移管契約それ自体の変更はない、という前提で検討をする。

以上